

平成24年度税制改正の主要ポイント

税理士 平野 尚人 税理士 得田 政臣 税理士・中小企業診断士 中嶋 聡

本稿は平成24年度税制改正大綱(平成23年12月10日閣議決定)をベースに、平成24年2月28日現在明らかになっている情報に基づいて執筆しております。したがって、今後法令の詳細が明らかになった場合、記事内容と相違が出る可能性がある点を予めご了承下さい。

1 個人所得課税

(1) 給与所得控除の見直し

概算経費である給与所得控除が見直され、青天井の給与所得控除額が、改正後は給与収入金額1,500万円超で245万円が上限とされます。

改正内容

① 給与所得控除の上限設定

その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円の上限が設けられます。



